新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社てぶらでどっとこむ（住所福岡市博多区東那珂一丁目六番三二号）に対して、当社の家具、家電等及び住宅設備機器の販売及びレンタル事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　福岡市において発行する西日本新聞

掲載の日付　平成二十九年四月八日

掲載頁　二十九頁

平成二十九年四月十九日

福岡市博多区東那珂一丁目六番三二号

株式会社オージーオー

代表取締役　小河　健六

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年四月十九日

千葉県白井市池の上三丁目七番一四号

酒井・平田アソシエイツ合同会社

代表社員　平田　英俊

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年四月十九日

東京都目黒区大橋二丁目一六番二〇号

合同会社キャピタル・オール

代表社員　澤　鶴巌

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年四月十九日

東京都港区六本木五丁目二番四号

合同会社U24

代表社員　伊藤　薫

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社はごろも車検センターとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十九年四月十九日

沖縄県宜野湾市愛知二丁目三番一〇号

中央総合整備協業組合

代表理事　安里　誠晃

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十九年四月十九日

東京都武蔵野市吉祥寺北町一丁目一五番一九号

エム・ティ・アロー株式会社

代表取締役　奥村　光男

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億四千万円減少し五千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十九年四月十九日

東京都世田谷区桜新町一丁目一六番八号

有限会社エーティーグローバル

取締役　若月　隆子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し五百万円とすることにいたしました。

減少した資本金の額二千万円全額を資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

平成二十九年四月十九日

愛知県刈谷市東刈谷町三丁目一三番地一一

Ｎｅｘｔ　Ａｄｖａｎｃｅ株式会社

代表取締役　松元　公成

基準日設定につき通知公告

当社は平成二十九年五月七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めたので公告します。

平成二十九年四月十九日

横浜市西区みなとみらい二丁目二番一号

横浜ランドマークタワー

株式会社トランザス

代表取締役　藤吉　英彦

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十九年五月八日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その所有する普通株式及び優先株式についてそれぞれ一株を四株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十九年四月十九日

福岡県福岡市中央区荒戸一丁目一番六号

自然電力株式会社

代表取締役　磯野　謙

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十九年五月九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十九年四月十九日

埼玉県新座市野火止三丁目一〇番七号

増木工業株式会社

代表取締役　増田　敏政

限定承認公告

本籍静岡県浜松市中区田町一三二番地二六、最後の住所静岡県浜松市東区中野町四二二一番地　はなみず木Ｄ号

被相続人　亡　内田　勇

右被相続人は平成二十九年二月二十七日死亡し、その相続人は平成二十九年四月十一日静岡家庭裁判所浜松支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年四月十九日

静岡県浜松市東区和田町六三一番地六

相続財産管理人　植松　美紀

正誤

ページ	段	行	誤	正
七	上	二	「第九条第一項」「法第九条第一項」を「第八条第一項」	「法第八条第一項」
〃	下	一九	「第九条第二項」「法第九条第二項」を「第八条第二項」	「法第八条第二項」

（原稿誤り）

平成二十八年九月三十日（号外第二百十六号）

公布農林水産省・経済産業省・国土交通省令第一号（流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

平成二十八年三月三十一日（号外第七十三号）

公布国土交通省令第二十三号（行政不服審査法及び行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令）

（原稿誤り）

一一一ページ下段二二行目、終りから一三行目及び一一一四ページ上段一九行目「に改め」は「に、「当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日」を「この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）」に、「なお、裁決」を「なお、この通知又は裁決」に、「裁決の日」を「処分又は裁決の日」に改め」の誤り。

一一一ページ下段終りから一四行目から一三行目「、第六十七号の二様式及び第六十七号の六様式中」は「及び第六十七号の二様式中」の誤り。

同ページ下段終りから一〇行目と九行目の間に次のように加える。

別記第六十七号の六様式中「60日」を「3か月」に、「当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日」を「この通知を受けた日（当該処分につき審査請求をした場合においては、これに対する裁決の送達を受けた日）」に、「なお、裁決」を「なお、この通知又は裁決」に、「裁決の日」を「処分又は裁決の日」に改め、「ただし、当該処分の取消しの訴えは、当該裁決を経た後でなければ、提起することができません（①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき②処分、処分の執行又は手続により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときを除きます。）。」を削る。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　四月十九日付第八六号三二ページ●同日付政府調達第七四号一六ページ●一月二十七日付衆会第四号四八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月「六四一円（本体一五二〇円）」　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）